



発行 東京都

目次

告示

○令和五年第三回東京都議会定例会の招集……………  
……………(財務局主計部議案課)……………

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課)……………

公告

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………  
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(同)……………

告示

●東京都告示第九百九十七号

令和五年第三回東京都議会定例会を、九月十九日に招集する。

令和五年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第九百九十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。

令和五年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

一(一)路線名

都道府中町田線

二(二)指定する区間

町田市野津田町字中村八百二十六番一  
地先から同市野津田町字綾部前千百番  
一地先まで

三(三)指定の概要

別図表示(1)のとおり

二(一)路線名

都道相模原大蔵町線

三(二)指定する区間

町田市野津田町字関ノ上二百十五番一  
地先から同市野津田町字中村八百二十  
九番一地先まで

三(三)指定の概要

別図表示(2)のとおり

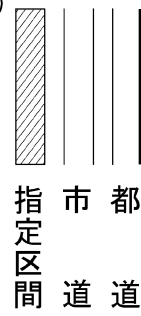
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

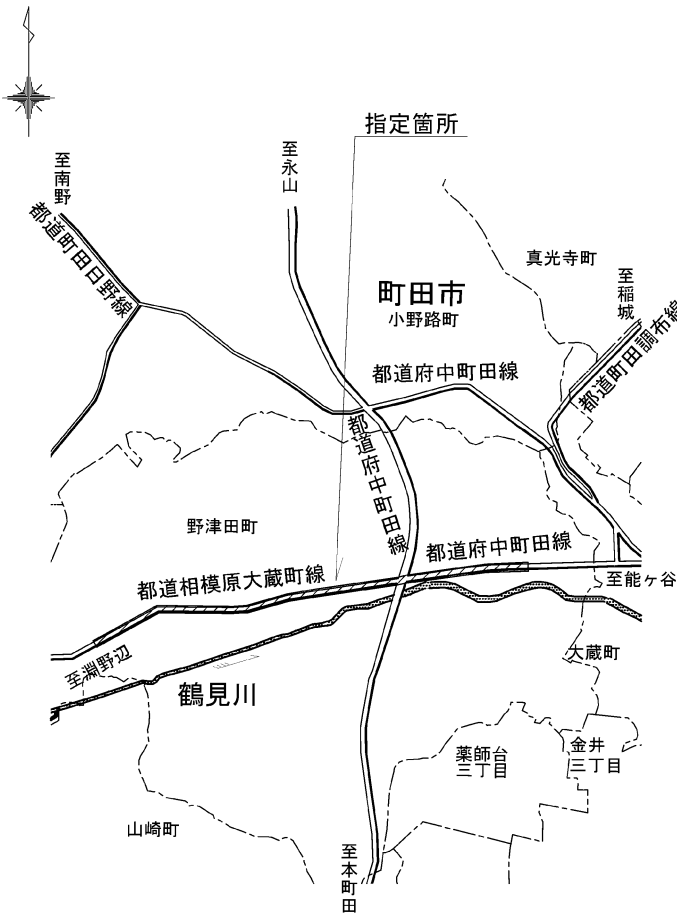
都道府中町田線

都道相模原大蔵町線

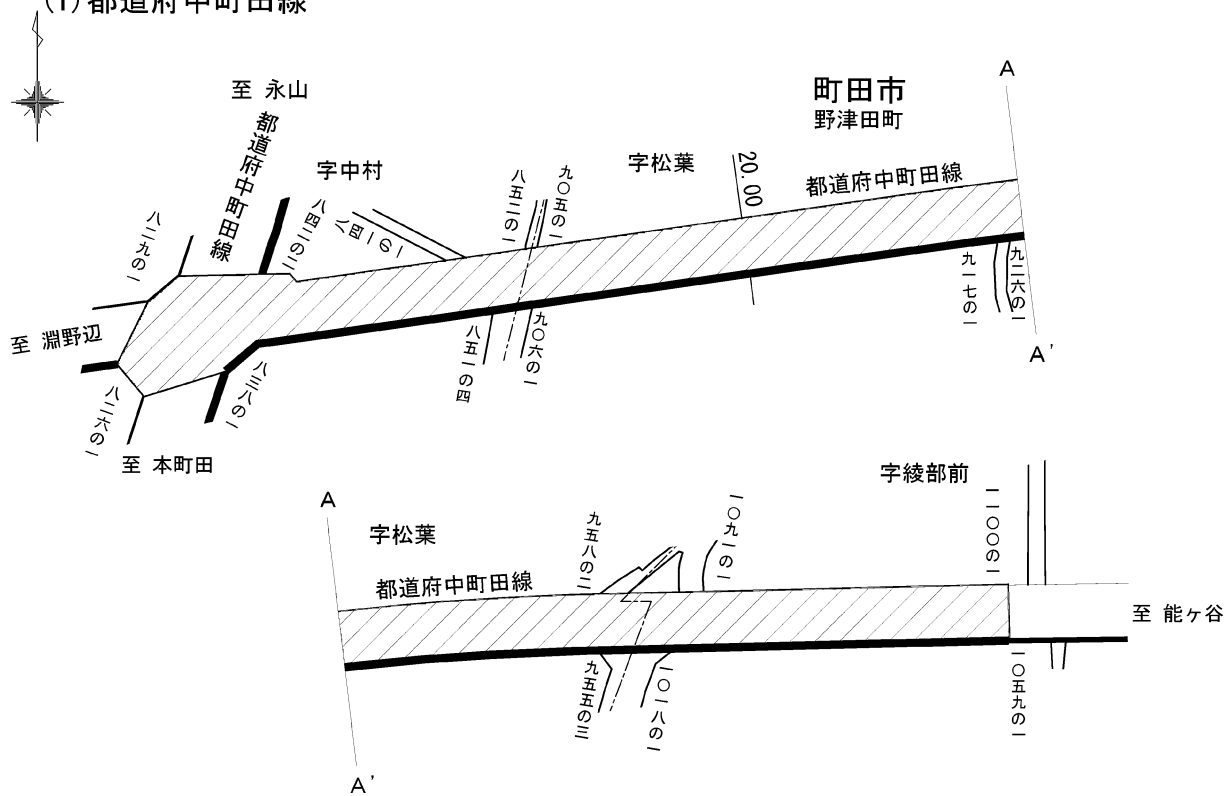
町田市野津田町地内



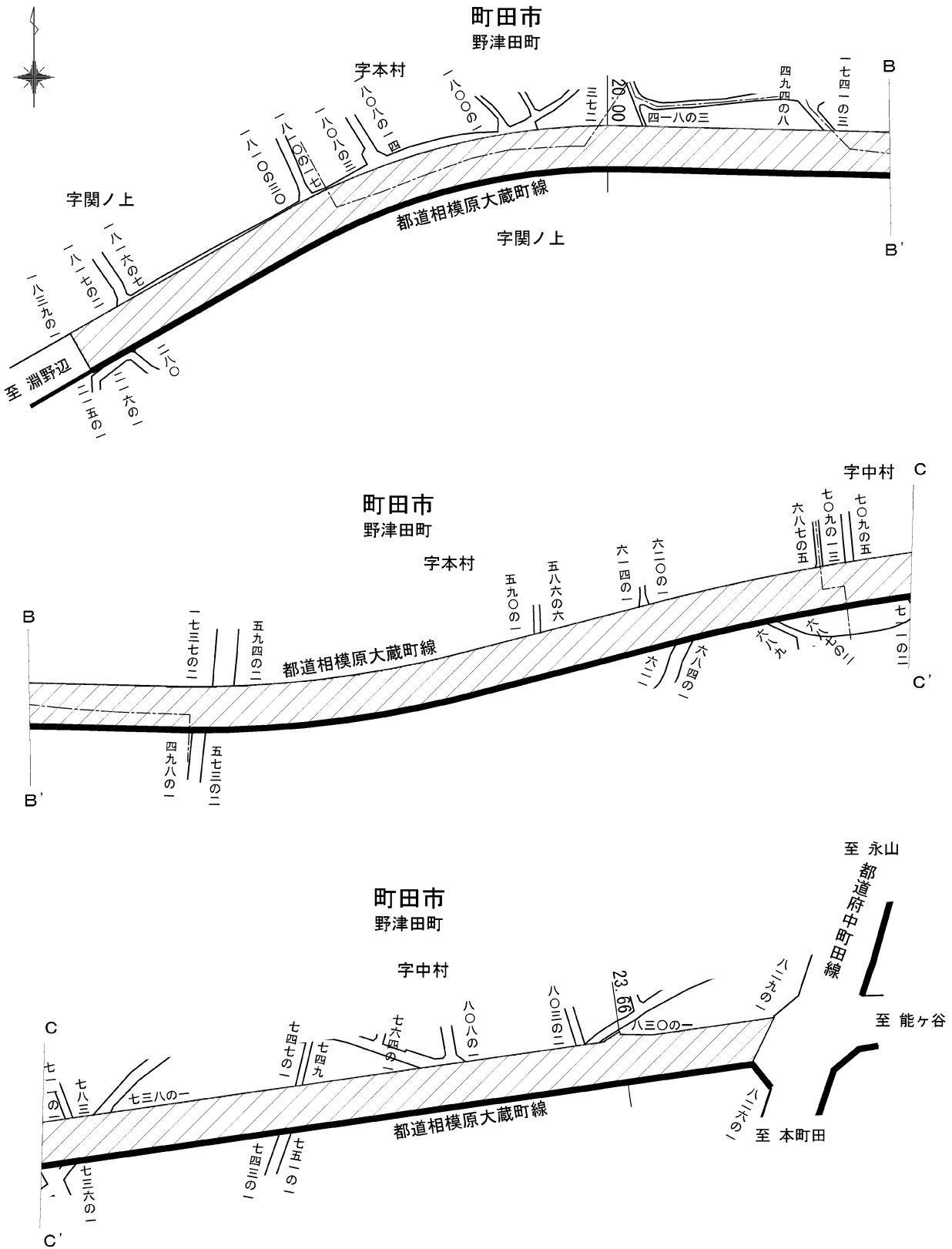
- (1) 都道府中町田線 延長 (都道府中町田線) 五六〇・〇〇メートル
- (2) 都道相模原大蔵町線 延長 (電線共同溝予定名称) 府中町田・十一号) 一六〇・〇〇メートル
- (電線共同溝予定名称) 相模原大蔵町・三号)



(1) 都道府中町田線



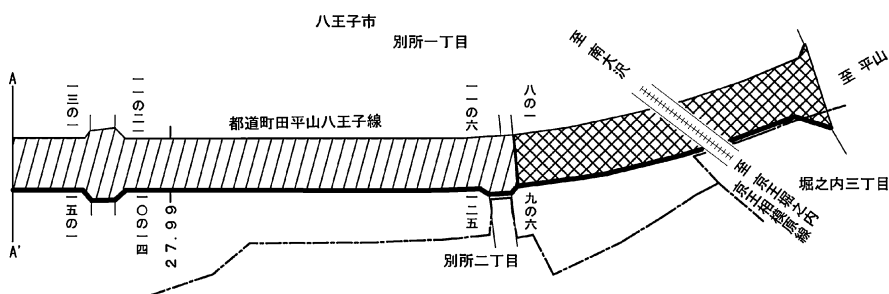
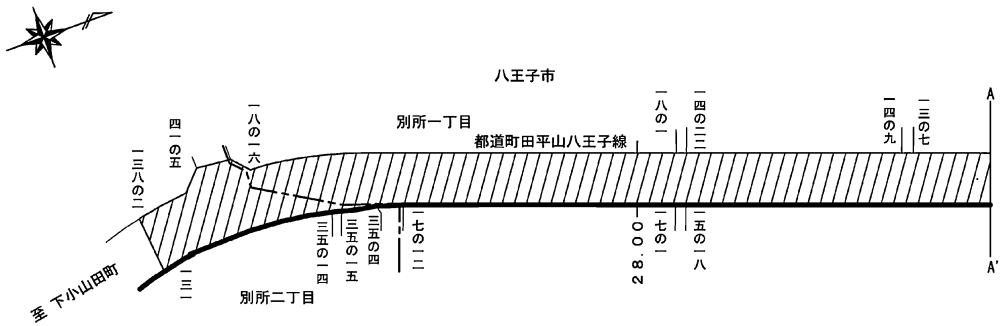
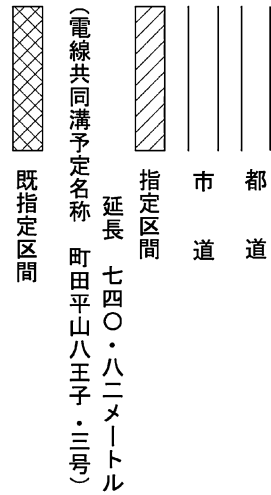
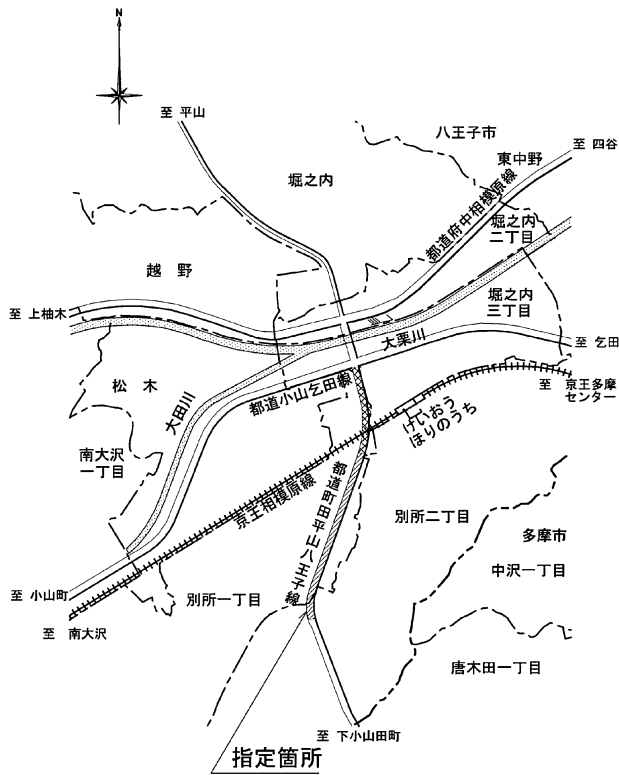
(2) 都道相模原大蔵町線



●東京都告示第九百九十九号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道町田平山八王子線  
 八王子市別所二丁目〜別所一丁目



備すべき道路を次のように指定する。  
 令和五年九月十二日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道町田平山八王子線

二 指定する区間 八王子市別所二丁目百三十一番地先から同市別所一丁目八番一地先まで  
 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) ベルク葛飾高砂店
- 二 店舗所在地 葛飾区細田三丁目九番一ほか
- 三 設置者名 東京スチール株式会社
- 四 設置者住所 葛飾区細田三丁目九番十四号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ベルク
- 六 新設をする日 令和六年四月三十日
- 七 店舗面積の合計 二千六十四平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 敷地南東側 六十七台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南東側ほか 百六十台

十 荷さばき施設の位置及び面積 敷地北側 百二十五平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十・三五立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から翌午前一時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 敷地南西側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 令和五年八月二十九日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年九月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年九月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 町田タミナルプラザ
- 二 店舗所在地 町田市原町田四丁目一番十七号
- 三 設置者名 東急株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号ほか
- 五 変更を行った設置者名 東急株式会社
- 六 変更前の設置者名 高橋 和夫
- 七 変更後の設置者名 堀江 正博
- 八 変更前の小売業者の氏名又は名称 島村楽器株式会社ほか十二名
- 九 変更後の小売業者の氏名又は名称 島村楽器株式会社ほか一名
- 十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 島村楽器株式会社

|           |                           |                           |                        |                      |  |  |  |                   |                          |                         |                           |                         |                         |  |   |   |   |                                    |                      |                      |  |  |  |
|-----------|---------------------------|---------------------------|------------------------|----------------------|--|--|--|-------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|--|---|---|---|------------------------------------|----------------------|----------------------|--|--|--|
| 業者の氏名又は名称 | 十一 変更前の小売業者の代表者名<br>島村 元紹 | 十二 変更後の小売業者の代表者名<br>廣瀬 利明 | 十三 変更日<br>令和五年六月二十九日ほか | 十四 届出日<br>令和五年八月二十五日 | 十五 縦覧場所<br>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) | 十六 縦覧期間<br>令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 | 十七 縦覧時間<br>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。 | 一 店舗名<br>Coconeri | 二 店舗所在地<br>練馬区練馬一丁目十七番一号 | 三 設置者名<br>三菱HCキャピタル株式会社 | 四 設置者住所<br>千代田区丸の内一丁目五番一号 | 五 変更前の設置者の代表者名<br>柳井 隆博 | 六 変更後の設置者の代表者名<br>久井 大樹 | 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称<br>株式会社ライフコーポレーション<br>ほか二名 | 八 変更前の小売業者の住所<br>中央区日本橋本町三丁目六番二号<br>(株式会社ライフコーポレーション) | 九 変更後の小売業者の住所<br>大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目二番二十二号(株式会社ライフコーポレーション)ほか | 十 変更前の小売業者の代表者名<br>師岡 伸生(株式会社住商ドラッグストアーズ) | 十一 変更後の小売業者の代表者名<br>角谷 真司(株式会社トモズ) | 十二 変更日<br>令和五年六月一日ほか | 十三 届出日<br>令和五年八月二十九日 | 十四 縦覧場所<br>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号) | 十五 縦覧期間<br>令和五年九月十二日から令和六年一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。 | 十六 縦覧時間<br>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。 |
|-----------|---------------------------|---------------------------|------------------------|----------------------|--|--|--|-------------------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|--|---|---|---|------------------------------------|----------------------|----------------------|--|--|--|

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)  
 郵便番号 163-8001  
 定価 本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)  
 印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

